

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案

規制の名称：(1) 貯留機能保全区域における一定の行為に対する届出・勧告制度の新設
(特定都市河川浸水被害対策法第 55 条関係)

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：国土交通省水管理・国土保全局水政課

評価実施時期：令和3年2月1日

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

気候変動の影響により、短時間強雨や大雨の頻度・強度、総雨量等が増加しており、21 世紀末には 20 世紀末と比較し、全国平均で、降雨量が 1.1 倍、洪水発生頻度が 2 倍になるとの試算があるなど、気候変動の影響が現行の治水対策の進捗を上回る新たなフェーズに突入している。

現に、近年、毎年のように日本各地で、これまで経験したことのないような豪雨により、深刻な洪水や内水氾濫が発生していることを踏まえると、沿川の保水・遊水機能の確保が課題として明らかになっている。そこで、河川に隣接する低地その他の河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有し、かつ、都市浸水の拡大を抑制する効果があると認められる土地の区域を指定する制度を新たに設ける必要があるが、当該区域における盛土、塀の設置その他これらに類する行為で当該土地が有する河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留（保水・遊水）する機能を阻害するものに係る事前届出制度を創設しない場合、都道府県知事等が当該土地の区域における当該行為に対し、事前に浸水抑制機能を保全する措置を取るよう行為者に助言・勧告する機会が失われ、結果として、当該区域において無秩序な開発行為が進められることとなり、特定都市河川（※）流域における浸水被害を防止・軽減することができなくなることが予想される。

（※）都市部を流れる河川であって、その流域において著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあるにもかかわらず、河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の進展又は当該河川が接続する河川の状況若しくは当該都市部を流れる河川の周辺の地形その他の自然的条件の特殊性により困難なものうち、国土交通大臣又は都道府県知事が区間を限って指定するもの。現在、全国で 8 水系 64 河川が指定されている。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

[課題及びその発生原因]

現在、気候変動の影響により、これまで経験したことのないような豪雨による深刻な洪水や内水氾濫が全国各地で発生しているところ、これに伴う人的・物的被害を防止・軽減すべく、貯留機能保全区域（河川に隣接する低地その他の河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地の区域であって、都市浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものとして、当該区域内の土地の所有者の同意を得て都道府県知事等（都道府県知事、指定都市の長等）が指定するもの。以下同じ。）の指定制度を創設するとともに、その区域が有する浸水被害の拡大を抑制する効用を保全する措置を講ずる必要がある。

[規制以外の政策手段の内容]

貯留機能保全区域の効用を保全するための措置としては、盛土等の行為の抑制に対する自発的アプローチを促す仕組みとして、国によるガイドライン等による働きかけも考えられる。しかし、ガイドライン等による働きかけでは、都道府県等において当該区域内のどのような場所で盛土等の洪水や雨水を一時的に貯留する機能を阻害する行為が行われているのか、あるいは行われようとしているのかを把握することが困難となり、当該行為を行おうとする者に対して、助言・勧告を通じた効果的なアプローチを行うことで、当該区域が有する浸水被害の拡大を抑制する効用の保全を図ることが困難となることから、規制手段の採用が妥当である。

[規制の内容]

当該規制は、貯留機能保全区域内の土地において盛土等の洪水や雨水を一時的に貯留する機能を阻害する行為をしようとする者に対し、当該行為に着手する日の30日前までに、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日等の事項を都道府県知事等に届け出なければならないこととするとともに、都道府県知事等は、当該届出があった場合において、当該区域が有する浸水被害の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができることとするものである。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

当該規制に係る遵守費用として、貯留機能保全区域内の土地において盛土等の洪水や雨水を一時的に貯留する機能を阻害する行為をしようとする者において、当該行為の種類や場所等の事項を事前に都道府県知事等へ届け出るための費用が発生する。なお、当該遵守費用は、届出を行う者ごとにその方法が異なることから、定量的に把握することは困難である。

また、当該規制に係る行政費用として、都道府県等において届出を受理し、その内容を確認した上で、届出者に対し、必要に応じて、貯留機能保全区域が有する浸水被害の拡大を抑制する効用を保全するための助言・勧告を行うための費用が発生する。なお、これにより増加する事務は各都道府県等において人員の増強等を求めるものではなく、土地の盛土等の開発行為に関し知見を有する都道府県等の現在の執行体制において対応することが可能であり、発生する費用は軽微であると想定される。

- ④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和には該当しない。

3 直接的な効果（便益）の把握

- ⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

貯留機能保全区域内の土地における盛土等の洪水や雨水を一時的に貯留する機能を阻害する行為について、事前の届出制度を新設することによって、当該区域内のどのような場所で当該行為が行われているのか、あるいは行われようとしているのかを都道府県知事等が把握することが可能となり、当該行為を行おうとする者に対して、助言・勧告を通じた効果的なアプローチを行うことで、当該区域が有する浸水被害の拡大を抑制する効用の保全を図ることが可能となるという大きな効果がある。なお、特定都市河川や貯留機能保全区域ごとに流量や広さ等が異なることから、当該効果の定量的把握は困難である。

- ⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

上記のとおり当該規制の新設の効果については定量的に把握することは困難であり、このため金銭価値化も困難である。

- ⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

該当なし。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

当該規制の新設による副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

当該規制の新設には、貯留機能保全区域内の土地において盛土等の洪水や雨水を一時的に貯留する機能を阻害する行為をしようとする者において、当該行為の種類や場所等の事項を事前に都道府県知事等へ届け出るための遵守費用が、また、都道府県等において、当該届出を受理し、その内容を確認した上で、届出者に対し、必要に応じて、当該区域が有する浸水被害の拡大を抑制

する効用を保全するための助言・勧告を行うための行政費用が発生する。一方、当該規制の新設は、貯留機能保全区域内の土地において盛土等の洪水や雨水を一時的に貯留する機能を阻害する行為を行おうとする者に対して、都道府県知事等が助言・勧告を通じた効果的なアプローチを行うことで、当該区域が有する浸水被害の拡大を抑制する効用の保全を図ることが可能となるという大きな効果がある。また、副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。

これらのことから、効果が費用を上回ると考えられることから、当該規制の新設は妥当である。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

[代替案の内容]

貯留機能保全区域内の土地における盛土等の洪水や雨水を一時的に貯留する機能を阻害する行為について、事前の届出のみを義務付け、助言・勧告の規定を設けないこととする。

[費用]

・ 遵守費用

貯留機能保全区域内の土地において盛土等の洪水や雨水を一時的に貯留する機能を阻害する行為をしようとする者において、当該行為の種類や場所等の事項を事前に都道府県知事等へ届け出るための遵守費用が発生する。なお、当該遵守費用は、届出を行う者ごとにその方法が異なることから、定量的に把握することは困難である。

・ 行政費用

都道府県等において、届出を受理するための費用が発生する。なお、当該事務は各都道府県等において人員の増強等を求めるものではなく、現在の執行体制において対応することが可能であり、発生する費用は助言・勧告を行うこととする本規制案よりも更に軽微であると想定される。

[効果（便益）]

代替案は、貯留機能保全区域内の土地において盛土等の洪水や雨水を一時的に貯留する機能を阻害する行為をしようとする者に対する、都道府県知事等による当該区域が有する浸水被害の拡大を抑制する効用を保全するための助言・勧告が行われなため、規制案と比べて、特定都市河川流域における浸水被害の防止・軽減に係る効果は限定的である。

[副次的な影響及び波及的な影響]

代替案による副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。

[費用と効果（便益）の比較]

代替案は、本規制案と比べて、都道府県等における行政費用は軽微なものとなるものの、特定都市河川流域における浸水被害の防止・軽減に係る効果は限定的である。

[規制案と代替案の比較]

代替案は、効果の発生が限定的であり当該規制の目的を達成するためには、当該規制案が妥当である。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

当該規制については、「気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会」において、「保水・遊水機能を有する土地の保全等を進め、効果を早期に発現させて、治水安全度の向上や流域の水災害リスクの軽減を図るべきである。」との答申がなされた。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

当該規制については、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案附則第5条において法施行後5年経過時に見直す旨が規定されているため、施行から5年後（令和8年）に事後評価を実施する。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

都道府県等への聞き取り等により、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握する。

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案

規制の名称：(2) 浸水被害防止区域における一定の開発行為及び建築行為に係る許可制度の新設

(特定都市河川浸水被害対策法第 57 条及び第 66 条関係)

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：国土交通省水管理・国土保全局水政課

評価実施時期：令和3年2月1日

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

気候変動の影響により、短時間強雨や大雨の頻度・強度、総雨量等が増加しており、21 世紀末には 20 世紀末と比較し、全国平均で、降雨量が 1.1 倍、洪水発生頻度が 2 倍になるとの試算があるなど、気候変動の影響が現行の治水対策の進捗を上回る新たなフェーズに突入している。

現に、近年、毎年のように日本各地で、これまで経験したことのないような豪雨により、深刻な洪水や内水氾濫が発生し、実際に要配慮者利用施設の利用者が死亡するという人的被害が生じていることを踏まえると、浸水被害が頻発する危険なエリアにおける当該施設等の開発行為及び建築行為に対する事前規制の強化が、課題として明らかとなった。

そこで、特定都市河川（※）流域のうち、流域一体的な対策を講じても、なお浸水被害が頻発する危険なエリアの土地の区域の指定制度を新たに設ける必要があるが、仮に、住宅や要配慮者利用施設等の一定の用途の建築物の建築（用途の変更を含む。以下同じ。）に係る開発行為及び建築行為を専門的な知見を有する都道府県知事等の許可に係らしめることとしない場合、洪水や雨水出水により、特定都市河川流域において、高齢者等の防災上の配慮を特に必要とする避難困難者が犠牲となる人的被害が生じることが予想される。

（※）都市部を流れる河川であって、その流域において著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあるにもかかわらず、河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の進展又は当該河川が接続する河川の状況若しくは当該都市部を流れる河川の周辺の地形その他の自然的条件の特殊性により困難なものうち、国土交通大臣又は都道府県知事が区間を限って指定するもの。現在、全国で 8 水系 64 河川が指定されている。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

[課題及びその発生原因]

現在、気候変動の影響により、これまで経験したことのないような豪雨による深刻な洪水や内水氾濫が全国各地で発生し、実際に要配慮者利用施設の利用者が死亡するという人的被害が生じているところ、このような被害を防止すべく、浸水被害防止区域（特定都市河川流域のうち、洪水又は雨水出水が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民その他の者の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為及び一定の建築物（居室を有するものに限る。）の建築（用途の変更を含む。以下同じ。）の制限をすべきものとして都道府県知事等（都道府県知事、指定都市の長等）が指定するもの。以下同じ。）の指定制度を新たに設け、当該区域における住宅や要配慮者利用施設等の一定の用途（以下「制限用途」という。）の建築物の建築に係る開発行為及び建築行為を専門的な知見を有する都道府県知事等の許可に係らしめる必要がある。

[規制以外の政策手段の内容]

課題を解決するにあたっては、浸水被害防止区域における制限用途の建築物の建築に係る開発行為及び建築行為の抑制に対する自発的アプローチを促す仕組みとして、国によるガイドライン等による働きかけも考えられる。しかし、ガイドライン等による働きかけでは、引き続き浸水の危険性が高い危険なエリアにおいて、洪水等に対する安全性が必ずしも担保されないまま住宅や要配慮者利用施設等、高齢者等の防災上の配慮を特に必要とする避難困難者が利用する建築物が建築され続け、洪水等が発生した際に再び人的被害が生ずるおそれがあることから、規制手段の採用が妥当である。

[規制の内容]

当該規制は、浸水被害防止区域内の土地において制限用途の建築物の建築を行おうとする者に対し、開発段階、建築段階それぞれにおいて、あらかじめ都道府県知事等の許可を受けなければならないこととするものである。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

当該規制に係る遵守費用として、浸水被害防止区域内の土地において制限用途の建築物の建築を行おうとする者において、開発段階、建築段階それぞれにおいて、あらかじめ都道府県知事等の許可を申請するための費用が発生する。なお、当該遵守費用は、申請者ごとにその方法が異なることから、定量的に把握することは困難である。

また、当該規制に係る行政費用として、都道府県等において、浸水被害防止区域内の土地において制限用途の建築物の建築を行おうとする者から申請のあった物件について、開発段階、建築段階それぞれにおいて、当該物件が洪水等に対する安全基準を満たしているか確認するための費用が発生する。なお、これにより増加する事務は、各都道府県等において人員の増強等を求めるものではなく、都市計画法の開発許可等の業務と併せて、現在の執行体制において対応することが可能であり、発生する費用は軽微であると想定される。

- ④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意
規制緩和には該当しない。

3 直接的な効果（便益）の把握

- ⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

浸水被害防止区域内の土地において制限用途の建築物の建築を行おうとする者に対し、開発段階、建築段階それぞれにおいて、あらかじめ都道府県知事等の許可を受けなければならないこととすることによって、完成後の当該建築物における洪水等に対する安全性が確保され、高齢者等の防災上の配慮を特に必要とする避難困難者について、水災害時の危険を回避することができるという大きな効果がある。なお、対象となる建築物の規模や構造等が多種多様であることから、当該効果の定量的把握は困難である。

- ⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

上記のとおり当該規制の新設の効果については定量的に把握することは困難であり、このため金銭価値化も困難である。

- ⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

該当なし。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

当該規制の新設による副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

当該規制の新設には、浸水被害防止区域内の土地において制限用途の建築物の建築を行おうとする者において、開発段階、建築段階それぞれにおいて、あらかじめ都道府県知事等の許可を申請するための遵守費用が、また、都道府県等において、当該者から申請のあった物件について、開発段階、建築段階それぞれにおいて、当該物件が洪水等に対する安全基準を満たしているか確認するための行政費用が発生する。一方、当該規制の新設は、浸水被害防止区域における完成後の制限用途の建築物における洪水等に対する安全性が確保され、高齢者等の防災上の配慮を特に必要とする避難困難者について、水災害時の危険を回避することができるという大きな効果があ

る。また、副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。

これらのことから、効果が費用を上回ると考えられることから、当該規制の新設は妥当である。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

[代替案の内容]

浸水被害防止区域内の土地における制限用途の建築物の建築に係る開発行為及び建築行為について、事前に都道府県知事等の許可を受けることを義務付けるのではなく、当該行為について、事前の届出を義務付けた上で、必要に応じて、都道府県知事等が当該届出を行った者に対して、助言・勧告を行うことができる旨の規定を設けることとする。

[費用]

・ 遵守費用

浸水被害防止区域内の土地において制限用途の建築物の建築を行おうとする者において、当該建築物の建築に係る開発・建築行為に着手する前に、その旨を都道府県知事等へ届け出るための遵守費用が発生する。なお、当該遵守費用は、届出を行う者ごとにその方法が異なることから、定量的に把握することは困難である。

・ 行政費用

都道府県等において、届出を受理した上で当該内容を確認し、必要に応じて、届出を行った者に対して、助言・勧告を行うための費用が発生する。なお、当該事務は各都道府県等において人員の増強等を求めるものではなく、現在の執行体制において対応することが可能であり、発生する費用は、制限用途の建築物の建築に係る開発、建築段階それぞれにおいて、対象物件が洪水等に対する安全基準を満たしているか確認することとする本規制案に比べて軽微であると想定される。

[効果（便益）]

代替案は、浸水被害防止区域内の土地における制限用途の建築物の建築に係る開発、建築段階それぞれにおいて、対象物件が洪水等に対する安全基準を満たしているか否かの確認が行われず、また、都道府県知事等が行う助言・勧告には強制力がないため、規制案と比べて、対象となる建築物の洪水等に対する安全性の確保が実現されるとは言い難く、浸水の危険性が高い危険なエリアにおける洪水等発生時の人的被害の防止に係る効果は限定的である。

[副次的な影響及び波及的な影響]

代替案による副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。

[費用と効果（便益）の比較]

代替案は、本規制案と比べて、都道府県知事等における行政費用は軽微なものとなるものの、浸水の危険性が高い危険なエリアにおける洪水等発生時の人的被害の防止に係る効果は限定的である。

[規制案と代替案の比較]

代替案は、効果の発生が限定的であり当該規制の目的を達成するためには、当該規制案が妥当である。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

特になし。当該規制については、「気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会」において、「水災害リスクが特に高いと考えられる区域については土地利用規制や建物構造の規制等の検討を進める必要がある。」との答申がなされた。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

当該規制については、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案附則第5条において法施行後5年経過時に見直す旨が規定されているため、施行から5年後（令和8年）に事後評価を実施する。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

都道府県等への聞き取り等により、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握する。

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案

規制の名称：(3) 要配慮者利用施設における洪水等に対する避難訓練の結果報告の義務付け

(水防法第 15 条の 3 関係)

規制の区分：新設、改正 **(拡充)**、緩和)、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：国土交通省水管理・国土保全局水政課

評価実施時期：令和 3 年 2 月 1 日

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

気候変動の影響により、短時間強雨や大雨の頻度・強度、総雨量等が増加しており、21 世紀末には 20 世紀末と比較し、全国平均で、降雨量が 1.1 倍、洪水発生頻度が 2 倍になるとの試算があるなど、気候変動の影響が現行の治水対策の進捗を上回る新たなフェーズに突入している。

現に、昨年の令和 2 年 7 月豪雨による球磨川水系球磨川の氾濫により、特別養護老人ホームにおいて死者 14 名の人的被害が生じる等、近年、毎年のように日本各地で、これまで経験したことのないような豪雨により、深刻な洪水や内水氾濫が発生している状況を踏まえると、洪水等に対する避難訓練の強化が課題として明らかとなった。

現行の水防法の規定に基づき、市町村地域防災計画にその名称等を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）が行わなければならないこととされている、洪水時等を想定した当該施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための訓練（以下単に「避難訓練」という。）等について、より実効性を高めるための新たな措置を講じない場合、今後、洪水等が発生した場合に再び要配慮者利用施設において人的被害が生じる可能性がある。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

[課題及びその発生原因]

現在、気候変動の影響により、これまで経験したことのないような豪雨による深刻な洪水や内水氾濫が全国各地で発生し、実際に要配慮者利用施設の利用者が死亡するという人的被害が生じているところ、このような被害の再発を防止すべく、現行の水防法の規定に基づき、市町村地域防災計画にその名称等を定められた要配慮者利用施設の所有者等が自ら作成義務を負う当該施設利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画で定めるところにより行わなければならないこととされている避難訓練等について、より実効性を高めるための新たな措置を講ずる必要がある。

[規制以外の政策手段の内容]

課題を解決するにあたっては、避難訓練を行うことによって避難の実効性をより高めるために、国や市町村が作成した避難マニュアルを各施設に配布することも考えられる。しかし、避難マニュアルを各施設に配布したとしても、各施設の所有者等がそれに沿った避難訓練を実施しない可能性もあるなど、必ずしも避難の実効性が高まるとは言えないことから、規制手段の採用が妥当である。

[規制拡充の内容]

当該規制の拡充は、現行の水防法の規定に基づき、市町村地域防災計画にその名称等を定められた要配慮者利用施設の所有者等が行わなければならないこととされている避難訓練を行った場合に、新たに、その結果を市町村長へ報告することを義務付けるとともに、当該施設所有者等から当該施設利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成若しくは変更の報告又は当該避難訓練結果の報告を受けた市町村長は、当該施設所有者等に対し、当該施設利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができることとするものである。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

当該規制の拡充に係る遵守費用として、市町村地域防災計画にその名称等を定められた要配慮者利用施設の所有者等において、避難訓練を行った後にその結果を市町村長に報告するための費用が発生する。なお、当該遵守費用は、施設ごとにその報告内容や報告方法等が異なるため、定量的に把握することは困難である。

また、当該規制の拡充に係る行政費用として、要配慮者利用施設の所有者等から当該施設利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成若しくは変更の報告又は当該避難訓練結果の報告を受けた市町村長において、当該報告内容を確認し、施設所有者等に対して、当該施設利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をするための費用が発生する。なお、これにより増加する事務は、既に多くの市町村において取組が進められているものを法定化するものであることから、各市町村において人員の増強等を求めるものではなく、現在の執行体制において対応することが可能であり、発生する費用は軽微であると想定される。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和には該当しない。

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

市町村地域防災計画にその名称等を定められた要配慮者利用施設の所有者等が避難訓練を行った場合に、その結果を市町村長へ報告することを義務付けるとともに、当該施設所有者等から当該施設利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成若しくは変更の報告又は当該避難訓練結果の報告を受けた市町村長は、施設所有者等に対し、当該施設利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができることとすることによって、洪水等発生時における要配慮者利用施設の利用者の避難確保に係る実効性が高まるという大きな効果がある。

なお、災害発生時の気象条件や避難者の特性等により、十分な避難確保に係る基準が異なることから、当該効果の定量的把握は困難である。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

上記のとおり当該規制の拡充の効果については定量的に把握することは困難であり、このため金銭価値化も困難である。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

該当なし。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

当該規制の拡充による副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。

5 費用と効果（便益）の関係

⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

当該規制の拡充には、市町村地域防災計画にその名称等を定められた要配慮者利用施設の所有者等において、避難訓練を行った後にその結果を市町村長に報告するための遵守費用が、また、当該施設所有者等から当該施設利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成若しくは変更の報告又は当該避難訓練結果の報告を受けた市町村長において、当該報告内容を確認し、施設所有者等に対して、当該施設利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をするための行政費用が発生する。一方、当該規制の拡充は、洪水等発生時における要配慮者利用施設の利用者の避難確保に係る実効性が高まるという大きな効果がある。また、副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。

これらのことから、効果が費用を上回ると考えられることから、当該規制の拡充は妥当である。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

[代替案の内容]

市町村地域防災計画にその名称等を定められた要配慮者利用施設の所有者等が自ら避難訓練のための計画を作成した後、実際に訓練を実行し、当該結果を市町村長へ報告することを義務付けた上で、当該結果の報告を受けた市町村長が当該施設所有者等に対して、必要な助言又は勧告を行うのではなく、国や市町村が作成した一律の避難訓練計画に基づき、当該施設所有者等が避難訓練を実施することを義務付けることとする。

[費用]

・ 遵守費用

市町村地域防災計画にその名称等を定められた要配慮者利用施設の所有者等において、国や市町村が作成した一律の避難訓練計画に基づき、避難訓練を実施するための遵守費用が発生する。なお、当該遵守費用は、施設ごとに規模、構造、人員、要配慮者の身体機能のレベル等が異なることから、定量的に把握することは困難であるが、避難訓練の実施に加え、自ら訓練に係る計画を作成し、訓練結果を市町村長へ報告することが必要となる本規制拡充案に比べて軽微であると想定される。

・ 行政費用

国や市町村において、一律の避難訓練計画を作成するための費用が発生する。なお、当該行政費用は、作成する計画の内容や作成方法次第で変動し得るため、定量的に把握することは困難である。

[効果（便益）]

代替案は、各要配慮者利用施設の規模、構造、人員、要配慮者の身体機能のレベル等が異なる点が考慮されておらず、全国各地のあらゆる施設において、洪水等発生時の避難の実効性を高めるために有効な訓練が実施できるとは言い難く、洪水等発生時の人的被害の防止に係る効果は限定的である。

[副次的な影響及び波及的な影響]

代替案による副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。

[費用と効果（便益）の比較]

代替案は、本規制拡充案と比べて、市町村地域防災計画にその名称等を定められた要配慮者利用施設の所有者等における遵守費用は軽微なものとなるものの、洪水等発生時の人的被害の防止に係る効果は限定的である。

[規制案と代替案の比較]

代替案は、効果の発生が限定的であり当該規制の目的を達成するためには、当該規制拡充案が妥当である。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

当該規制の拡充については、「令和2年7月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の避難に関する検討会」において検討が行われた。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

当該規制の拡充については、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案附則第5条において法施行後5年経過時に見直す旨が規定されているため、施行から5年後（令和8年）に事後評価を実施する。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

市町村等への聞き取り等により、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握する。

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案

規制の名称：(4) 一団地の都市安全確保拠点施設（仮称）の創設（都市計画法第11条関係）

規制の区分：新設、改正（**拡充**、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：国土交通省都市局都市計画課

評価実施時期：令和3年2月1日

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

近年の自然災害の激甚化の影響で、想定外の急激な降雨量変化により広域避難に要する時間を確保することが困難であった等、広域避難に係る課題が明らかになったところである。こうした課題に対応し、避難場所の提供、生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供等の機能を有し、居住者、来訪者又は滞在者の安全を確保するための拠点となる一団地の施設を計画的に整備することが必要である。

この点、一団地の都市安全確保拠点施設（仮称）を創設しない場合、災害発生時に居住者、来訪者又は滞在者の安全を確保するための拠点となる一団地の施設について、任意の用地買収や権利調整のみにより整備をすることになるため、施設の整備に多大な時間を要する状況が今後とも継続する。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

[課題及びその発生原因]

自然災害が頻発化・激甚化する中、まちなかで大規模な浸水被害が見込まれる区域では、住民等が災害時に逃げ込み、安全を確保するような施設の整備が十分に進んでいない。

その原因は、この施設について、任意の用地買収や権利調整によつてのみしか整備することができず、その整備に多大な時間を要するためであると考えられる。

[規制拡充の内容]

新たな都市施設として、一団地の都市安全確保拠点施設（仮称）を位置付ける。当該施設に関する都市計画が定められた場合には、他の都市施設の場合と同様、都市計画法第53条の規定により、当該都市計画施設の区域内において建築物の建築をしようとする者は、都道府県知事等の許可を受けることが必要となる。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

本規制に係る遵守費用として、一団地の都市安全確保拠点施設（仮称）の区域内において、建築物の建築をしようとする者が、その許可を申請するための費用が発生する。

なお、申請費用は個別の申請ごとに異なるため、定量的に把握することは困難であるが、申請にあたって多額の費用を要する書類を添付させることは想定しておらず、発生する費用は軽微であると想定される。

また、本規制に係る行政費用として、建築物の建築をしようとする者による申請書を確認するための費用が発生する。増加する事務は各行政庁において人員の増強等を求めるものではなく、現在の執行体制において対応することが可能であり、発生する費用は軽微であると想定される。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意
該当なし。

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

本規制の拡充により、水災害の発生時に、居住者、来訪者又は滞在者の避難・滞在の拠点となる施設の整備が進み、市街地の安全性の強化に資するという大きな効果が見込まれる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

本規制の拡充の効果は、整備を進めようとする一団地の都市安全確保拠点施設（仮称）ごとに異なることから、定量的に把握することは困難であり、このため金銭価値化も困難である。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計
該当なし。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

本規制の拡充による副次的な影響及び波及的な影響は発生しない。

5 費用と効果（便益）の関係

⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

本規制の拡充においては、遵守費用として、一団地の都市安全確保拠点施設（仮称）の区域内において、建築物の建築をしようとする者が、その許可を申請するための費用が発生するが、申請にあたって多額の費用を要する書類を添付させることは想定していないことから、軽微である。また、行政費用として、建築物の建築をしようとする者による申請書を確認するための費用が発生するが、軽微である。一方、本規制の拡充によって、水災害の発生時に、居住者、来訪者又は滞在者の避難・滞在の拠点となる施設の整備が進み、市街地の安全性の強化に資するという大きな効果が見込まれる。

上記を踏まえ、効果が費用を上回ると考えられることから、当該規制の拡充は妥当である。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

当該規制の代替案としては、次のような代替案が想定される。

[代替案の内容]

一団地の都市安全確保拠点施設（仮称）に関する都市計画が定められた場合には、当該都市計画施設の区域内において建築物の建築をしようとする者は、都道府県知事等に届け出なければならないとし、都道府県知事等は、届出をした者に対して、必要な措置をとることを勧告することができることとする。

[費用]

・ 遵守費用

届出に係る費用が発生するが、許可の申請に係る費用が発生しないので、遵守費用は変わらない。

・ 行政費用

届出内容の確認及び勧告に係る費用が発生する一方、許可審査体制の整備に係る費用及びモニタリングに係る費用が発生しないので、行政費用は一定程度減少する。

[効果（便益）]

一団地の都市安全確保拠点施設（仮称）に関する都市計画が定められた場合には、当該都市計画施設の区域内において建築物の建築をしようとする者は、都道府県知事等に届け出ればよいこととすることにより、都道府県知事等への負担軽減が見込まれる一方で、行為の制限に強制力がないことを理由とした建築物の建築が行われる可能性が増加することにより、一団地の都市安全確保拠点施設（仮称）の計画的な整備が阻害されるという支障が生じるため、その効果は限定的である。

[費用と効果（便益）の比較]

当該代替案においては、遵守費用として、届出にかかる費用が、行政費用として、届出内容の確認及び勧告に係る費用が発生する。一方、当該代替案によって、都道府県知事等への負担軽減が見込まれるものの、行為の制限に強制力がないことを理由とした建築物の建築が行われる可能性が増加することにより、一団地の都市安全確保拠点施設（仮称）の計画的な整備が阻害されるという支障が生じるため、その効果は限定的である。

[規制案と代替案の比較]

代替案は、規制案と比べ、効果が限定的であることから、当該規制案が妥当である。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

本規制拡充について、「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」検討会において検討が行われた。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

本規制については、施行から5年後（令和8年）に事後評価を実施する。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

- ・ 地方公共団体への聞き取り等（アンケート）によって、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握する。
- ・ 各都道府県において実施される都市計画基礎調査等を指標として活用する。

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案

規制の名称：(5) 地区レベルの防災性を向上させるための地区計画制度の拡充（都市計画法第12条の5関係）

規制の区分：新設、改正（**拡充**）、緩和、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：国土交通省都市局都市計画課

評価実施時期：令和3年2月1日

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

近年の頻発・激甚化する自然災害に対応した防災まちづくりの一環として、地方公共団体において地区計画制度を活用する事例が出てきている。しかしながら、現行の地区計画制度は、建築物における敷地のかさ上げや住宅の居室の高床化について、地区整備計画の記載事項とされていない。

この点、地区整備計画の記載事項に当該項目を規定しない場合、各建築物における敷地のかさ上げや住宅の居室の高床化といった各地区における建築物の安全性の確保のための基準が地区計画制度に規定されず、水災害等に対する地区の防災性の向上が進展しない状況が今後とも継続する。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

[課題及びその発生原因]

水災害等が頻発・激甚化する中、浸水被害が想定される区域等で、地域の合意に基づき、地区計画で高床化等によるより高い防災性を確保しようとする取組が広がり始めているが、現行制度の下では、これを建築のルールとして継続的・長期的に担保することができない。

その原因は、現行の地区計画制度において、高床化等の高い防災性を確保するための事項を定めた場合でも、建築確認の対象とならず、実効性を十分に担保できないためであると考えられる。

[規制拡充の内容]

地区整備計画に定めることができる事項として、建築物の敷地のかさ上げや住宅の居室の高床化等街区の安全な環境を確保するための事項を追加する。当該事項が定められている地区計画の区域内においては、土地の区画形質の変更、建築物の建築等の行為について、届出・勧告の対象とする。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

本規制に係る遵守費用として、建築物における敷地のかさ上げや住宅の居室の高床化が定められた地区計画の区域内において建築物の敷地のかさ上げや住宅の居室の高床化を行うための費用や、地区計画の区域内において土地の区画形質の変更、建築物の建築等の行為をしようとする者が、その届出をするための費用が発生する。

なお、建築物における敷地のかさ上げや住宅の居室の高床化に要する費用は、個別の建築物や住宅、建築物における敷地の状況等によって異なるため、定量的に把握することは困難である。また、届出費用は個別の届出の内容ごとに異なるため、定量的に把握することは困難であるが、届出にあたって多額の費用を要する書類を添付させることは想定しておらず、届出に係る費用は軽微であると想定される。

また、本規制に係る行政費用として、土地の区画形質の変更、建築物の建築等の行為をしようとする者による届出書を確認し、当該行為が不適当な際に勧告するための費用が発生する。増加する事務は各行政庁において人員の増強等を求めるものではなく、現在の執行体制において対応することが可能であり、発生する費用は軽微であると想定される。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意 該当なし。

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

本規制の拡充により、地区計画において、建築物における敷地のかさ上げや住宅の居室の高床化が地区整備計画の記載事項となり、水災害等に対する地区の防災性の向上に資するという大きな効果が見込まれる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

本規制の拡充の効果は建築物における敷地のかさ上げや住宅の居室の高床化を新たに地区計画に定めようとする地区ごとに異なることから、定量的に把握することは困難であり、このため金銭価値化も困難である。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計 該当なし。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

本規制の拡充による副次的な影響及び波及的な影響は発生しない。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

本規制の拡充においては、遵守費用として、建築物における敷地のかさ上げや住宅の居室の高床化が定められた地区計画の区域内において建築物の敷地のかさ上げや住宅の居室の高床化を行うための費用や、地区計画の区域内において建築物の建築等の行為をしようとする者が、その届出をするための費用が発生する。また、行政費用として、土地の区画形質の変更、建築物の建築等の行為をしようとする者による届出書を確認し、当該行為が不適当な際に勧告するための費用が発生するが、軽微である。一方、本規制の拡充によって、地区計画において、街区の安全性の確保に資する事項が地区整備計画及び建築確認の対象となり、水災害等に対する地区の防災性の向上に資するという大きな効果が見込まれる。

上記を踏まえ、効果が費用を上回ると考えられることから、当該規制の拡充は妥当である。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

当該規制の代替案としては、次のような代替案が想定される。

[代替案の内容]

地区整備計画に建築物における敷地のかさ上げや住宅の居室の高床化が定められた地区計画の区域内における土地の区画形質の変更、建築物の建築等について、届出の対象とするが、勧告の対象とはしないこととする。

・ 遵守費用

規制案と同様に、建築物における敷地のかさ上げや住宅の居室の高床化が定められた地区計画の区域内において建築物の敷地のかさ上げや住宅の居室の高床化を行うための費用や、地区計画の区域内において土地の区画形質の変更、建築物の建築等の行為をしようとする者が、その届出をするための費用が発生するので、遵守費用は変わらない。

・ 行政費用

規制案と同様に、土地の区画形質の変更、建築物の建築等の行為をしようとする者による届出書を確認するための費用が発生するが、当該行為が不適当な際に勧告するための費用が発生しないので、行政費用は一定程度減少する。

[効果（便益）]

届出対象行為が不適当な際の勧告が不要となるので、市町村長への負担軽減が見込まれる一方で、勧告の対象とならないことに起因した建築物の建築等が行われる可能性が増加することにより、水災害等に対する地区の防災性の向上が阻害されるという支障が生じるため、その効果は限定的である。

[費用と効果（便益）の比較]

当該代替案においては、遵守費用として、建築物における敷地のかさ上げや住宅の居室の高床化が定められた地区計画の区域内において建築物の敷地のかさ上げや住宅の居室の高床化を行うための費用や、地区計画の区域内における建築物の建築等の行為の届出をするための費用が、行政費用として、土地の区画形質の変更、建築物の建築等の行為をしようとする者による届出書を確認するための費用が発生する。一方、当該代替案によって、市町村長への負担軽減が見込まれる一方で、勧告の対象とならないことに起因した建築物の建築等が行われる可能性が増加することにより、水災害等に対する地区の防災性の向上が阻害されるという支障が生じるため、その効果は限定的である。

[規制案と代替案の比較]

代替案は、規制案と比べ、効果が限定的であることから、当該規制案が妥当である。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

本規制拡充について、「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」検討会において検討が行われた。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

本規制については、施行から5年後（令和8年）に事後評価を実施する。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

- ・ 地方公共団体への聞き取り等（アンケート）によって、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握する。
- ・ 各都道府県において実施される都市計画基礎調査等を指標として活用する。

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案

規制の名称：(6) 浸水被害防止区域（仮称）における開発行為の制限（都市計画法第33条関係）

規制の区分：新設、改正（**拡充**）、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：国土交通省都市局都市計画課

評価実施時期：令和3年2月1日

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

気候変動の影響により、短時間強雨や大雨の頻度・強度、総雨量等が増加しており、21世紀末には20世紀末と比較し、全国平均で、降雨量が1.1倍、洪水発生頻度が2倍になるとの試算があるなど、気候変動の影響が現行の治水対策の進捗を上回る新たなフェーズに突入している。現に、近年、毎年のように日本各地で、これまで経験したことのないような豪雨により、深刻な洪水や内水氾濫が発生し、実際に要配慮者利用施設の利用者が死亡するという人的被害が生じていることを踏まえると、浸水被害が頻発する危険なエリアにおける開発行為に対する事前規制の強化が、課題として明らかになった。

そこで、特定都市河川流域のうち、流域一体的な対策を講じても、なお浸水被害が頻発する危険なエリアを「浸水被害防止区域（仮称）」として指定する制度を創設することとしている。

現行の都市計画法においては、開発許可の基準のうち開発行為を行うのに適当ではない区域として、災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域が定められている。浸水被害防止区域（仮称）については、特定都市河川流域における浸水被害の観点から特に危険な区域とされており、災害危険区域等と同様、開発行為を行うのに適当でない区域とする必要がある。

この点、浸水被害防止区域（仮称）を開発行為を行うのに適当でない区域としない場合、浸水被害が頻発する危険なエリアにおいて開発行為が行われることとなるため、当該区域における市街化の進展に伴い、より大きな浸水被害の発生が見込まれる。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

[課題及びその発生原因]

現在、気候変動の影響により、これまで経験したことのないような豪雨による深刻な洪水や内水氾濫が全国各地で発生し、実際に要配慮者利用施設の利用者が死亡するという人的被害が生じているところ、このような被害を防止すべく、浸水被害防止区域（仮称）について、都市計画法に基づく開発行為を行うのに適当ではない区域とする必要がある。

[規制拡充の内容]

都市計画法第33条第1項第8号において、災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域は開発行為を行うのに適当ではない区域とされている。今回創設する浸水被害防止区域（仮称）についても同様に、開発行為を行うのに適当ではない区域とする。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

開発地としてどのような土地を選ぶかは開発者次第であり、より地価の安い土地を選ぶことも十分考えられるため、本規制拡充に伴い、追加的な遵守費用は発生しないと想定される。

一方、本改正に伴い、浸水被害防止区域（仮称）での開発が原則不許可になることが明確化されることで、浸水の危険が高いエリアに係る開発の申請は減少することが想定される。このため、申請の受理、許可の判断等に係る行政費用は減少する。なお、発生する行政費用については、浸水被害防止区域（仮称）における開発者次第となるため、定量的に把握することは困難であるが、いずれの事務も各行政庁において人員の増強等を求めるものではなく、現在の執行体制において対応することが可能であり、発生する費用は軽微であると想定される。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

該当なし。

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

本規制の拡充により、浸水被害防止区域（仮称）における新規開発が抑制され、当該エリアでの市街化の進展の防止、住民、施設の利用者、従業員等の安全確保、災害からの資産の保全という大きな効果が見込まれる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

本規制の拡充の効果は、浸水被害防止区域（仮称）を定めた区域ごとに異なることから、定量的に把握することは困難であり、このため金銭価値化も困難である。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

該当なし。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

本規制の拡充による副次的な影響及び波及的な影響は発生しない。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

本規制の拡充においては、行政費用として申請の受理、許可の判断等に係る費用が発生するが、発生する費用は減少すると考えられる。一方、本規制の拡充によって、浸水被害防止区域（仮称）における新規開発が抑制され、当該エリアでの市街化の進展の防止、住民、施設の利用者、従業員等の安全確保、災害からの資産の保全という大きな効果が見込まれる。

上記を踏まえ、効果が費用を上回ると考えられることから、当該規制の拡充は妥当である。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

当該規制の代替案としては、次のような代替案が想定される。

[代替案の内容]

自己業務用の施設のうち、二次利用者が比較的少ない事務所等一部の施設については、浸水被害防止区域（仮称）における開発行為を認めることとする。

[費用]

・ 遵守費用

規制案と同様に、開発地としてどのような土地を選ぶかは開発者次第であり、より地価の安い土地を選ぶことも十分考えられるため、規制拡充による追加の遵守費用が必ずしも発生せず、本規制拡充に伴い、追加的な遵守費用は発生しない。

・ 行政費用

二次利用者が比較的少ない事務所等一部の施設をのぞき、浸水被害防止区域（仮称）での開発が原則不許可になることが明確化されることで、浸水の危険が高いエリアに係る開発の申請は減少することが想定される。このため、規制案と同様に、申請の受理、許可の判断等に係る行政費用は減少する。なお、発生する行政費用については、浸水被害防止区域（仮称）における開発者次第となるため、定量的に把握することは困難であるが、いずれの事務も各行政庁において人員の増強等を求めるものではなく、現在の執行体制において対応することが可能であり、発生する費用は軽微であると想定される。

[効果（便益）]

代替案は、一部の施設については開発行為を認めるため、浸水被害防止区域（仮称）での市街化の進展の防止、住民、施設の利用者、従業員等の安全確保、災害からの資産の保全という効果は限定的である。

[費用と効果（便益）の比較]

当該代替案においては、追加的な遵守費用は発生しない。行政費用としては、申請の受理、許可の判断等に係る費用が一定程度発生するが軽微である。一方、浸水被害防止区域（仮称）での市街化の進展の防止、住民、施設の利用者、従業員等の安全確保、災害からの資産の保全という効果は限定的である。

[規制案と代替案の比較]

代替案は、規制案と比べ、効果が限定的であることから、当該規制案が妥当である。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

本規制拡充について、社会資本整備審議会河川分科会気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会において検討が行われた。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

本規制については、施行から5年後（令和8年）に事後評価を実施する。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

- ・地方公共団体への聞き取り等（アンケート）によって、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握する。
- ・各都道府県において実施される都市計画基礎調査等を指標として活用する。

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案

規制の名称：(7) 特別緑地保全地区の指定要件の拡充（都市緑地法第 12 条関係）

規制の区分：新設、改正（**拡充**）、緩和、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：都市局公園緑地・景観課

評価実施時期：令和3年2月1日

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

雨水の貯留又は浸透に資する緑地（以下「雨水浸透貯留地帯」という。）は、豪雨等の水災害において氾濫を防ぐグリーンインフラとしての役割を果たしており、積極的に保全を図る必要がある。

一方、特別緑地保全地区の指定要件において、災害の防止に資する緑地は「避難地帯」としての位置付けとなっている。雨水浸透貯留地帯は、豪雨時には浸水して雨水を貯留又は浸透させることから「避難地帯」に該当せず、特別緑地保全地区として指定することができない。よって、今般法改正を行い、雨水浸透貯留地帯を特別緑地保全地区の指定要件に追加することとする。

このような措置を講じない場合、雨水貯留浸透地帯において宅地化等の土地の形質変更等行われることにより、河川や下水道への雨水の流出量が増加して災害が生じるおそれがある。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

【規制の拡充】

〔課題及びその発生原因〕

雨水貯留浸透地帯は、豪雨等の水災害において氾濫を防ぐグリーンインフラとしての役割を果たしており、積極的に保全を図る必要がある。

一方、雨水貯留浸透地帯は現行法では特別緑地保全地区として指定することができないため、宅地化等の土地の形質変更等が行われることにより、河川や下水道への雨水の流出量が増加して災害が生じるおそれがある。

この原因は、特別緑地保全地区の指定要件において、災害の防止に資する緑地は「避難地帯」としての位置付けとなっており、雨水浸透貯留地帯は豪雨時には浸水して雨水を貯留又は浸透させることから「避難地帯」に該当せず、特別緑地保全地区として指定することができないことによる。

[規制以外の政策手段の内容]

原因を解決するにあたっては、地方自治体に対し、雨水貯留浸透地帯を保全するための独自条例等を定めるよう、ガイドライン等で働きかけることが考えられる。しかし、このような場合、個々の自治体に条例の制定を委ねることとなり、過大な負担を生じることから、規制という手段を採用することが妥当である。

[規制の内容]

特別緑地保全地区を定めることができる緑地の対象に、雨水浸透貯留地帯を追加する。

2 直接的な費用の把握

- ③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

今回の規制による追加的な遵守費用は、発生しない。

- ④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

当該規制は規制緩和には該当しない。また追加的な行政費用については、新たに特別緑地保全地区を指定する場合、特別緑地保全地区の都市計画決定に係る費用が発生するが、現在の特別緑地保全地区に係る事務の執行体制において対応することが可能であり、発生する費用は軽微であると想定される。

3 直接的な効果（便益）の把握

- ⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

今回の規制は、全国各地で水害が発生し、今後も水害の激甚化・頻発化が懸念される状況下において、雨水貯留浸透地帯を保全することにより、緑地の貯留浸透機能が河川や下水道への雨水流入量を平準化又は軽減させ、豪雨等の水災害において氾濫を防ぐという効果がある。

なお、その効果については、当該地区を有する土地の形状、土壌の構造等によって異なることから、一律に定量的に把握することは困難である。

- ⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

上記のとおり当該規制の効果については一律に定量的に把握することは困難であり、このため金銭価値化も困難である。

- ⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

当該規制は緩和に該当せず、追加的な遵守費用は変動しない。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

当該規制の拡充による副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

当該規制には、遵守費用は発生しないが、行政費用については、特別緑地保全地区の都市計画決定に係る費用が発生するが、現在の特別緑地保全地区に係る事務の執行体制において対応することが可能であり、発生する費用は軽微であると想定される。一方、当該規制の拡充は豪雨等の水災害において氾濫を防ぐという効果がある。また、副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。

これらのことから、効果が費用を上回ると考えられることから、当該規制は妥当である。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

[代替案の内容]

雨水貯留浸透地帯について、特別緑地保全地区として指定するのではなく、雨水貯留浸透地帯を有する土地の所有者が策定する雨水貯留浸透地帯に係る設置管理計画を地方自治体が認定し、当該管理計画の中において特別緑地保全地区と同等の規制を担保する仕組みとする。

[費用]

・ 遵守費用

遵守費用については、計画策定に係る作業量は一律ではないので一概には算出できないが、発生する費用は軽微であると考えられる。計画策定のための事務費用の参考数値は以下のとおりである。

※計画提出に係る事務費用

計画策定に係る人件費を書類作成 60 分、窓口届出 30 分（移動時間を含む）、と仮定すると、届出 1 件に 3,711 円の費用が生じる。

平均給与額（年間）÷年間総労働時間（事業所規模 30 人以上）＝届出者の時給

4,407,000 円÷1,781 時間＝2,474.45≒2,474 円

2,474×1.5＝3,711 円／件

（平均給与額については、国税庁「民間給与実態統計調査」（平成 30 年）、年間総労働時間については、厚生労働省「労働統計要覧」（平成 29 年）による）

・ 行政費用

行政費用については、計画認定に係る費用が発生するが、現在の特別緑地保全地区の指定事務の執行体制において対応することが可能であり、発生する費用は軽微であると想定される。

遵守費用は発生しない。

[効果]

今回の規制の拡充は、全国各地で水害が発生し、今後も水害の激甚化・頻発化が懸念される状況下において、雨水貯留浸透地帯を保全することにより、緑地の貯留浸透機能が河川や下水道への雨水流入量を平準化又は軽減させ、豪雨等の水災害において氾濫を防ぐという効果がある。

[副次的な影響及び波及的な影響]

本代替案による副次的な影響及び波及的な影響は発生しない。

[費用と効果（便益）の把握]

代替案においても、規制案同様、遵守費用・行政費用は発生するがともに軽微であり雨水貯留浸透機能を有する緑地を保全するという効果が見込まれ、また、副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。

これらのことから、代替案において、効果が費用を上回ると考えられる。

[規制案と代替案の比較]

全国各地で水害が発生し、今後も水害の激甚化・頻発化が懸念される状況下において、雨水貯留浸透地帯の保全は緊急性が高く、地方自治体を主体として緑地をグリーンインフラとして水害対策に活用することを促進していくことが重要である。

一方、代替案は、緑地を保全すべきかどうかの判断について土地所有者の任意に委ねられている。このことから、規制案と比較し実績が増え難く、代替案の規制の効果は限定的である。当該規制の目的を達成するためには、規制案が妥当である。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

本規制拡充の趣旨、内容等について、学識経験者や規制主体である地方公共団体等からの意見を踏まえて検討している。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

当該規制については、施行から5年後（令和8年）に事後評価を実施する。

- ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

地方自治体への聞き取り等により、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握する。

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案

規制の名称：(8) 要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等に対する避難訓練の結果報告の義務付け
(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 8 条の 2 関係)

規制の区分：新設、改正 **(拡充)**、緩和、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当 部 局：国土交通省水管理・国土保全局水政課

評価実施時期：令和 3 年 2 月 1 日

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

気候変動の影響により、短時間強雨や大雨の頻度・強度、総雨量等が増加しており、21 世紀末には 20 世紀末と比較し、全国平均で、降雨量が 1.1 倍になるとの試算があるなど、土砂災害の発生リスクは年を追うごとに高まってきている。

また、昨年の令和 2 年 7 月豪雨による球磨川水系球磨川の氾濫により、特別養護老人ホームにおいて死者 14 名の人的被害が生じる等、これまで経験したことのないような豪雨により、高齢者等の防災上の配慮を特に必要とする避難困難者を中心に人的被害が生じている状況に鑑みると、実際に被害が顕在化している洪水のみならず、土砂災害についても、避難訓練の強化が課題として明らかになった。

そこで、現行の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）の規定に基づき、市町村地域防災計画にその名称等を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）が行わなければならないこととされている、急傾斜地の崩壊等を想定した当該施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための訓練（以下単に「避難訓練」という。）等について、より実効性を高めるための新たな措置を講じない場合、今後、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に再び要配慮者利用施設において人的被害が生じる可能性がある。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

〔課題及びその発生原因〕

現在、気候変動の影響により、これまで経験したことのないような豪雨による深刻な洪水や内水氾濫が全国各地で発生し、実際に要配慮者利用施設の利用者が死亡するという人的被害が生じているところ、実際に被害が顕在化している洪水のみならず、土砂災害についても対策を講ずる必要性が高いと考えられるため、現行の土砂災害防止法の規定に基づき、市町村地域防災計画に

その名称等を定められた要配慮者利用施設の所有者等が自ら作成義務を負う急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画で定めるところにより行わなければならないこととされている避難訓練等について、より実効性を高めるための新たな措置を講ずる必要がある。

[規制以外の政策手段の内容]

課題を解決するにあたっては、避難訓練を行うことによって避難の実効性をより高めるために、国や市町村が作成した避難マニュアルを各施設に配布することも考えられる。しかし、避難マニュアルを各施設に配布したとしても、各施設の所有者等がそれに沿った避難訓練を実施しない可能性もあるなど、必ずしも避難の実効性が高まるとは言えないことから、規制手段の採用が妥当である。

[規制拡充の内容]

当該規制の拡充は、現行の土砂災害防止法の規定に基づき、市町村地域防災計画にその名称等を定められた要配慮者利用施設の所有者等が行わなければならないこととされている避難訓練を行った場合に、新たに、その結果を市町村長へ報告することを義務付けるとともに、当該施設所有者等から急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成若しくは変更の報告又は当該避難訓練結果の報告を受けた市町村長は、当該施設所有者等に対し、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができることとするものである。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

当該規制の拡充に係る遵守費用として、市町村地域防災計画にその名称等を定められた要配慮者利用施設の所有者等において、避難訓練を行った後にその結果を市町村長に報告するための費用が発生する。なお、当該遵守費用は、施設ごとにその報告内容や報告方法等が異なるため、定量的に把握することは困難である。

さらに、当該規制の拡充に係る行政費用として、要配慮者利用施設の所有者等から急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成若しくは変更の報告又は当該避難訓練結果の報告を受けた市町村長において、当該報告内容を確認し、施設所有者等に対して、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をするための費用が発生する。なお、これにより増加する事務は、既に多くの市町村において取組が進められているものを法定化するものであることから、各市町村において人員の増強等を求めるものではなく、現在の執行体制において対応することが可能であり、発生する費用は軽微であると想定される。

- ④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意
規制緩和には該当しない。

3 直接的な効果（便益）の把握

- ⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

市町村地域防災計画にその名称等を定められた要配慮者利用施設の所有者等が行わなければならないこととされている避難訓練を行った場合に、その結果を市町村長へ報告することを義務付けるとともに、当該施設所有者等から急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成若しくは変更の報告又は当該避難訓練結果の報告を受けた市町村長は、施設所有者等に対し、当該施設利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができることとすることによって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設の利用者の避難確保に係る実効性が高まるという大きな効果がある。なお、災害発生時の気象条件や避難者の特性等により、十分な避難確保に係る基準が異なることから、当該効果の定量的把握は困難である。

- ⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

上記のとおり当該規制の拡充の効果については定量的に把握することは困難であり、このため金銭価値化も困難である。

- ⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

該当なし。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

当該規制の拡充による副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

当該規制の拡充には、市町村地域防災計画にその名称等を定められた要配慮者利用施設の所有者等において、避難訓練を行った後にその結果を市町村長に報告するための遵守費用が、また、当該施設所有者等から急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成若しくは変更の報告又は当該避難訓練結果の報告を受けた市町村長において、当該報告内容を確認し、

施設所有者等に対して、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をするための行政費用が発生する。一方、当該規制の拡充は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設の利用者の避難確保に係る実効性が高まるという大きな効果がある。また、副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。

これらのことから、効果が費用を上回ると考えられることから、当該規制の拡充は妥当である。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

[代替案の内容]

市町村地域防災計画にその名称等を定められた要配慮者利用施設の所有者等が自ら避難訓練のための計画を作成した後、実際に訓練を実行し、当該結果を市町村長へ報告することを義務付けた上で、当該結果の報告を受けた市町村長が当該施設所有者等に対して、必要な助言又は勧告を行うのではなく、国や市町村が作成した一律の避難訓練計画に基づき、当該施設所有者等が避難訓練を実施することを義務付けることとする。

[費用]

・ 遵守費用

市町村地域防災計画にその名称等を定められた要配慮者利用施設の所有者等において、国や市町村が作成した一律の避難訓練計画に基づき、避難訓練を実施するための遵守費用が発生する。なお、当該遵守費用は、施設ごとに規模、構造、人員、要配慮者の身体機能のレベル等が異なることから、定量的に把握することは困難であるが、避難訓練の実施に加え、自ら訓練に係る計画を作成し、訓練結果を市町村長へ報告することが必要となる本規制拡充案に比べて軽微であると想定される。

・ 行政費用

国や市町村において、一律の避難訓練計画を作成するための費用が発生する。なお、当該行政費用は、作成する計画の内容や作成方法次第で変動し得るため、定量的に把握することは困難である。

[効果（便益）]

代替案は、各要配慮者利用施設の規模、構造、人員、要配慮者の身体機能のレベル等が異なる点が考慮されておらず、全国各地のあらゆる施設において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における施設利用者の避難確保に係る実効性を高めるために有効な訓練が実施できるとは言い難く、急傾斜地の崩壊等による人的被害の防止に係る効果は限定的である。

[副次的な影響及び波及的な影響]

代替案による副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。

[費用と効果（便益）の比較]

代替案は、本規制拡充案と比べて、市町村地域防災計画にその名称等を定められた要配慮者利用施設の所有者等における遵守費用は軽微なものとなるものの、急傾斜地の崩壊等による人的被害の防止に係る効果は限定的である。

[規制案と代替案の比較]

代替案は、効果の発生が限定的であり当該規制の目的を達成するためには、当該規制拡充案が妥当である。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

当該規制の拡充については、「令和2年7月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の避難に関する検討会」において検討が行われた。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

当該規制の拡充については、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案附則第5条において法施行後5年経過時に見直す旨が規定されているため、施行から5年後（令和8年）に事後評価を実施する。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

市町村等への聞き取り等により、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握する。